

日薬連発第 343 号
2026 年 5 月 8 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会

**「体外診断用医薬品の製造販売承認申請について」の一部改正について」の
訂正について**

標記について、令和 8 年 5 月 7 日付け医薬発 0507 第 4 号にて厚生労働省 医薬局長より通知がありました。（日薬連宛て：医薬発 0507 第 6 号）

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

医薬発 0507 第 6 号
令和 8 年 5 月 7 日

日本製薬団体連合会 会長 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

「体外診断用医薬品の製造販売承認申請について」の一部改正について」の
訂正について

標記について、別添写しのとおり各都道府県知事宛てに通知しましたので、
貴会会員への周知方御配慮願います。



医薬発 0507 第 4 号
令和 8 年 5 月 7 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

「体外診断用医薬品の製造販売承認申請について」の一部改正について」
の訂正について

「体外診断用医薬品の製造販売承認申請について」の一部改正について」(令和 8 年 3 月 31 日付け医薬発 0331 第 17 号) について、下記のとおり誤りがありましたので、別紙に差し替え訂正方よろしくお願ひします。

なお、本通知の写しについて、別記の関係団体宛てに発出するので、念のため申し添えます。

記

(下線部は訂正部分)

正	誤
<p>「体外診断用医薬品の製造販売承認申請について」の一部改正について</p> <p>体外診断用医薬品の製造販売承認申請の取扱いについては、「体外診断用医薬品の製造販売承認申請について」(平成 28 年 2 月 22 日付け薬生発 0222 第 5 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「局長通知」という。)により取り扱ってきたところです。</p> <p>(略)</p> <p>(別記)</p> <p>(略)</p> <p>欧州ビジネス協会<u>医療機器・IVD</u>委員会 委員長</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: right;">薬生発 0222 第 5 号</p>	<p>「体外診断用医薬品の製造販売承認申請について」の一部改正について</p> <p>体外診断用医薬品の製造販売承認申請の取扱いについては、「体外診断用医薬品の製造販売承認申請について」(平成 26 年 11 月 21 日付け薬食発 1121 第 15 号厚生労働省<u>医薬食品</u>局長通知。以下「局長通知」という。)により取り扱ってきたところです。</p> <p>(略)</p> <p>(別記)</p> <p>(略)</p> <p>欧州ビジネス協会<u>医療機器</u>委員会 委員長</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: right;">薬食発 1121 第 15 号</p>

平成 28 年 2 月 22 日

一部改正：令和 8 年 3 月 31 日

厚生労働省医薬・生活衛生局長

体外診断用医薬品の製造販売承認申請について

体外診断用医薬品の製造販売承認申請の取扱いについては、「体外診断用医薬品の製造販売承認申請について」（平成 26 年 11 月 21 日付け薬食発 1121 第 15 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「旧局長通知」という。）等により実施してきたところです。

今般、「体外診断用医薬品の一般用検査薬への転用について」（平成 26 年 12 月 25 日付け薬食発 1225 第 1 号厚生労働省医薬食品局長通知）にしたがって策定されたガイドラインに基づく一般用検査薬の承認申請の区分を明らかにするため、体外診断用医薬品の製造販売承認申請については下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知の上、貴管内関係事業者宛て周知方御配慮願います。

本通知は、本日から適用し、旧通知は本通知の適用に伴い廃止します。

平成 26 年 11 月 21 日

一部改正：令和 8 年 3 月 31 日

厚生労働省医薬食品局長

体外診断用医薬品の製造販売承認申請について

体外診断用医薬品の製造販売承認申請の取扱いについては、「体外診断用医薬品の製造販売承認申請について」（平成 17 年 2 月 16 日付け薬食発第 0216004 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「旧局長通知」という。）等により実施してきたところです。

薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）が平成 25 年 11 月 27 日に公布され、その後、「薬事法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成 26 年政令第 268 号）、「薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」（平成 26 年政令第 269 号。以下「改正政令」という。）及び「薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（平成 26 年厚生労働省令第 87 号。以下「改正省令」という。）が平成 26 年 7 月 30 日に公布され、改正法と併せて、平成 26 年 11 月 25 日から施行することとされたところです。

また、体外診断用医薬品の製造販売承認申請書の様式及び申請書

<p>(略)</p> <p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この通知において用いる用語は以下のとおりとする。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 「承認基準」とは、「<u>体外診断用医薬品の承認基準について</u>」(平成27年1月20日付け薬食発0120第1号厚生労働省医薬食品局長通知)により定める基準への適合性を確認することにより承</p>	<p><u>に添付すべき資料の詳細については、「薬事法等の一部を改正する法律等の施行等について」(平成26年8月6日付け薬食発0806第3号厚生労働省医薬食品局長通知)において追って通知することとしていたところですが、今般、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知の上、貴管内関係団体、関係機関等に周知いただきますよう御配慮願います。</u></p> <p><u>本通知は平成26年11月25日から適用し、旧通知は本通知の適用に伴い廃止します。</u></p> <p><u>なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日本臨床検査薬協会会長、米国医療機器・IVD工業会会長、欧州ビジネス協会臨床検査機器・試薬(体外診断)委員会委員長及び薬事法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしています。</u></p> <p>(略)</p> <p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この通知において用いる用語は以下のとおりとする。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 「承認基準」とは、「<u>体外診断用医薬品の承認基準の制定について</u>」(薬食発第0622006号平成17年6月22日付け厚生労働省医薬食品局長通知)により定める基準への適合性を確認することに</p>
---	---

認審査を行う体外診断用医薬品に関する基準をいう。

(略)

第2 製造販売承認申請の区分

(1) (2) (略)

(3) 承認基準品目

承認基準の定めのある品目であって、承認基準に適合するもの。

「体外診断用医薬品の一般用検査薬への転用について」(平成26年12月25日付け薬食発1225第1号厚生労働省医薬食品局長通知)に従って策定されたガイドラインに基づき承認申請された一般用検査薬であって、承認基準に適合するもの。

(4) (略)

より承認審査を行う体外診断用医薬品に関する基準をいう。

(略)

第2 製造販売承認申請の区分

(1) (2) (略)

(3) 承認基準品目

承認基準の定めのある品目であって、承認基準に適合するもの。

(4) (略)

(別記)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

日本製薬団体連合会 会長

一般社団法人日本臨床検査薬協会 会長

米国医療機器・I V D工業会 会長

欧州ビジネス協会医療機器・I V D委員会 委員長

医薬品医療機器等法登録認証機関協議会 代表幹事

医薬発 0331 第 17 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

「体外診断用医薬品の製造販売承認申請について」の一部改正について

体外診断用医薬品の製造販売承認申請の取扱いについては、「体外診断用医薬品の製造販売承認申請について」((平成 28 年 2 月 22 日付け薬生発 0222 第 5 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「局長通知」という。))により取り扱ってきたところです。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和 7 年厚生労働省令第 117 号。以下「整備省令」という。)により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和 36 年厚生省令第 1 号)第 114 条の 19 の添付資料に係る規定が改正されたこと等を踏まえ、局長通知について、下記のとおり改めましたので、貴職におかれましては、本内容を御了知の上、貴管下関係事業者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

本通知は、整備省令の施行の日(令和 8 年 5 月 1 日)以降に行われる医薬品の承認申請について適用します。

なお、本通知による改正後の局長通知は別紙のとおりですので、参考として添付いたします。本通知の写しについて、別記の関係団体宛てに発出するので、念のため申し添えます。

記

(下線部は改正部分)

改正後			改正前		
別表1 添付資料と添付資料の項目との関係			別表1 添付資料と添付資料の項目との関係		
添付資料 (略)	添付資料の項目 (略)		添付資料 (略)	添付資料の項目 (略)	
チ. 臨床性能試験の試験成績に関する資料又はこれに代替するものとして厚生労働大臣が認める資料(診療等により得られる個人の心身の状態に関する情報を分析して作成された資料を含む。)	臨床性能試験成績に関する資料		チ. 臨床性能試験の試験成績に関する資料	臨床性能試験成績に関する資料	
別表2 製造販売承認申請書に添付すべき資料の範囲			別表2 製造販売承認申請書に添付すべき資料の範囲		
	イ～ト	チ 臨床性能試験又はこれに代替するものとして厚生労働大臣が認める資料(診療等により得られる個人の心身の状態に関する情報を分析して作成された資料を含む。)		イ～ト	チ 臨床性能試験
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(別記)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

日本製薬団体連合会 会長

一般社団法人日本臨床検査薬協会 会長

米国医療機器・I V D工業会 会長

欧州ビジネス協会医療機器・I V D委員会 委員長

医薬品医療機器等法登録認証機関協議会 代表幹事

薬生発 0222 第 5 号
平成 28 年 2 月 22 日
一部改正：令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

体外診断用医薬品の製造販売承認申請について

体外診断用医薬品の製造販売承認申請の取扱いについては、「体外診断用医薬品の製造販売承認申請について」（平成 26 年 11 月 21 日付け薬食発 1121 第 15 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「旧局長通知」という。）等により実施してきたところです。

今般、「体外診断用医薬品の一般用検査薬への転用について」（平成 26 年 12 月 25 日付け薬食発 1225 第 1 号厚生労働省医薬食品局長通知）にしたがって策定されたガイドラインに基づく一般用検査薬の承認申請の区分を明らかにするため、体外診断用医薬品の製造販売承認申請については下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知の上、貴管内関係事業者宛て周知方御配慮願います。

本通知は、本日から適用し、旧通知は本通知の適用に伴い廃止します。

記

第 1 総則

- 1 体外診断用医薬品の製造販売の承認については、改正法による改正後の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 23 条の 2 の 5 及び法第 23 条の 2 の 17 第 1 項の規定に基づき、これを製造販売しようとする者又は選任製造販売業者に製造販売させようとする者から申請があった場合に、法第 23 条の 2 の 5 第 1 項に規定する厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品及び法第 23 条の 2 の 23 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品を除き、申請に係る体外診

断用医薬品の使用目的、形状・構造・原理、品目仕様、使用方法等に関する所要の審査を行った上で、厚生労働大臣が品目ごとにその承認を与えることとされており、承認申請に当たっては、その時点における医学、薬学等の学問水準に基づき、倫理性、科学性及び信頼性の確保された資料により、申請に係る体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性を立証するための十分な根拠が示される必要がある。

2 この通知において用いる用語は以下のとおりとする。

- (1) 「施行規則」とは、改正省令の規定による改正後の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」（昭和 36 年厚生省令第 1 号）を指すものである。また、「基本要件基準」とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 41 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める体外診断用医薬品の基準」（平成 17 年厚生労働省告示第 126 号）をいう。
- (2) 「新規項目」とは、検出又は測定しようとする対象物質又は項目が我が国においてこれまでに承認若しくは認証された体外診断用医薬品によって検出又は測定されたことがないものをいう。
- (3) 「承認基準」とは、「体外診断用医薬品の承認基準について」（平成 27 年 1 月 20 日付け薬食発 0120 第 1 号厚生労働省医薬食品局長通知）により定める基準への適合性を確認することにより承認審査を行う体外診断用医薬品に関する基準をいう。

第 2 製造販売承認申請の区分

体外診断用医薬品の製造販売承認申請区分は次のとおりとする。なお、各申請区分における製造販売承認申請書に添付すべき資料と添付資料の項目との関係については別表 1、製造販売承認申請書に添付すべき資料の範囲に関しては別表 2 に示すとおりとする。

(1) 新規品目

新規項目を検出又は測定しようとする品目。

(2) 承認基準外品目

承認基準の定めのない品目。

(3) 承認基準品目

承認基準の定めのある品目であって、承認基準に適合するもの。

「体外診断用医薬品の一般用検査薬への転用について」（平成 26 年 12 月 25 日付け薬食発 1225 第 1 号厚生労働省医薬食品局長通知）に従って策定されたガイドラインに基づき承認申請された一般用検査薬であって、承認基準に適合するもの。

(4) 基準不適合品目

承認基準、認証基準（法第 23 条の 2 の 23 第 1 項に基づく基準をいう。）、承認・認証不要基準（法第 23 条の 2 の 5 第 1 項に基づく基準をいう。）の定めのある品目であって、その基準に適合しないもの。

第 3 その他

製造販売承認申請時に該当する一般的名称のない体外診断用医薬品の申請にあつては、承認審査に併せて新たな一般的名称を創設するものであること。

別表 1

添付資料と添付資料の項目との関係

添付資料	添付資料の項目
イ. 開発の経緯及び外国における使用状況等に関する資料	1. 開発の経緯及び外国における使用状況等に関する資料
	2. 申請品目の説明に関する資料
ロ. 仕様の設定に関する資料	1. 品質管理の方法に関する資料
	2. 測定範囲等に関する資料
	3. 校正用基準物質の設定に関する資料
ハ. 安定性に関する資料	保存条件及び有効期間の設定に関する資料
ニ. 法第四十一条第三項に規定する基準への適合性に関する資料	基本要件基準への適合に関する資料
ホ. 性能に関する資料	1. 性能に関する資料
	2. 操作方法に関する資料
	3. 検体に関する資料
	4. 既存体外診断用医薬品との相関性に関する資料
	5. セロコンバージョンパネル等を用いた試験に関する資料
ヘ. リスクマネジメントに関する資料	リスクマネジメントに関する資料
ト. 製造方法に関する資料	製造工程と製造施設に関する資料
チ. 臨床性能試験の試験成績に関する資料又はこれに代替するものとして厚生労働大臣が認める資料（診療等により得られる個人の心身の状態に関する情報を分析して作成された資料を含む。）	臨床性能試験成績に関する資料

別表 2

製造販売承認申請書に添付すべき資料の範囲

	イ 開発 経緯		ロ 仕様			ハ 安定 性	ニ 基準 適合 性	ホ 性能					ヘ リス ク マ ネ ジ メ ン ト	ト 製 造 方 法	チ 臨床性能試験又はこれに代替 するものとして厚生労働大臣 が認める資料（診療等により 得られる個人の心身の状態に 関する情報を分析して作成さ れた資料を含む。）
	1	2	1	2	3			1	2	3	4	5			
新規品目	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	—	△	○	○	○
承認基準外品目	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	△	○	○	△
承認基準品目	×	○	△	×	△	○	○	×	×	×	○	△	○	○	△
基準不適合品目	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	△	○	○	△

記号及び番号は別表 1 に規定する資料の記号及び番号を示し、○は添付を、×は添付の不要を、△は個々の体外診断用医薬品により判断されることを意味するものとする。